

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則を令和 8 年 3 月 18 日付けで変更認可したので公示する。

令和 8 年 7 月 23 日

京都府知事 西脇 隆俊

1. 免許番号、漁業権者の氏名又は名称、漁業権者の住所

| 免許番号     | 漁業権者     |                          |
|----------|----------|--------------------------|
|          | 氏名又は名称   | 住所                       |
| 京内共第 8 号 | 美山漁業協同組合 | 京都府南丹市美山町安掛寺ノ下 31 の 1 番地 |

2. 遊漁規則の変更の内容  
別紙に記載のとおり。

3. 遊漁規則の施行の日  
令和 8 年 3 月 18 日